

高知ソフトボールリーグ規約（案）

令和7年度版

高知ソフトボールリーグ運営委員会

第1条 目的

1. 高知ソフトボールリーグ（以下、当リーグと称す）はソフトボール愛好家、各自の健康増進と参加チーム及び参加メンバーの親睦を深め、友好の輪を広めること、ならびに地域社会への貢献を目指すこととする。

第2条 事務局

1. 本会の事務局は、高知市春野町南ヶ丘6丁目8番地5に置く。

第3条 役員

1. 当リーグは次の役員を置く。

運営委員長 1名

運営副委員長 1名

会計 1名

監事 2名

2. 役員は、運営委員会（総会）の場で選任する。また役員の任期は1年で再任を妨げない。
3. 運営委員長は、当リーグを統括する。
4. 会計は年1回総会にて会計報告をする。
5. 監事は会計報告の監査をする。
6. 役員に対しては、役員手当を出す事とする。

第4条 執行委員

1. 当リーグは次の執行委員を選任する。
2. 執行委員 数名（5名程度）
3. 執行委員は、立候補のない限り運営委員長が選任する。
4. 執行委員は、当リーグの円満且つ円滑に運営することを目的とする。
(グランドの確保・倉庫の管理・監督会議の運営・試合結果の報告・表彰式並びに懇親会の運営・その他事務処理等)

第5条 運営委員会（総会）

1. 当リーグは運営委員会を設け、役員及び各チームの監督又は代表者をもつてする。

2. 運営委員会は、当リーグの問題が生じた場合はこれを審議する。
3. 各チームの監督又は代表者が運営委員会に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。
4. 運営委員会の決議は出席者が3分の2以上必要であり、その過半数をもって決する。

第6条 試合実施・運営方法

1. リーグ戦は、1部、2部で各部1回の総当たり戦を行う。
2. 当リーグは、金属スパイクの使用を禁止する。
3. **当リーグの捕手は、必ずレガース・ヘルメット・面を着用する。**
4. 当リーグの各打者並びにランナーは、必ずヘルメットを着用する。
5. 2、3、4に違反した選手が改善出来ない場合は、当該選手を退場とする。
6. 当リーグは原則としてマルエス社製のボールを試合球に使用し、試合開始時には主審に1球ずつ渡す。
7. **当リーグの各チームは原則として統一のユニフォームを着用する。**
8. 当リーグは、D・H制を採用するが、試合前に主審に報告する。
9. 当リーグは、リエントリー制を採用するが、選手交代の際は主審に必ず報告する。
10. 当リーグは、死球は認める。
11. **当リーグは、試合開催の第1試合目の両チームが1時間前に3名以上集合し、必ずライン引きなど準備をする。**
12. 当リーグの試合は、1試合70分を超えて次回に入らない。但し、裏の攻撃時は認める。また、試合開始から1時間を目安に主審が両チームの監督に最終回と宣告する。
13. 当リーグは、7回同点の場合は引き分けとするが、試合時間(残り10分以上)が残っている場合のみ延長戦を認める。
14. 当リーグは、5回以降7点差にてコールドゲームとする。
15. 当リーグは、試合開始時間を厳守する。プレイボール時に人数が足りない場合は不戦敗とする。但し、監督間の申し合わせにより10分まで延長できる。
16. 当リーグは、試合の際に選手が足りない場合は、審判チームから2名まで借りられる。(選手を借りたチームは初回に1名につき-1点、2名につき-3点のペナルティーを与える。又、借りた選手の打順はチームの最後尾とし、守備位置は、右翼手又は1塁手とする。) しかし、審判が対象チームより上部の場合、対戦相手の監督と協議し、不戦敗あるいは、試合続行かを決定する事。

17. 当リーグは、不成立試合の場合は、得失点を不戦勝チーム 7 点、不戦敗のチーム 0 点とし、勝ち点を-1 とする。
18. 当リーグは、試合の際に両チームが不戦敗の場合は、両チームに得失点を 0 点とし、勝ち点を-1 とする。なお、不戦敗の電話受付はせず、試合開始時に整列すること。
19. 試合予定の審判に組まれている場合は、不戦敗チームでも必ず審判をしなければならない。
20. 当リーグは、プレー中の抗議は禁止するが、行う場合は監督のみとし選手がした場合はその選手は退場処分とする。
21. 当リーグの審判は、休みのチームより 4 名で行うが、原則として主審は交代しない。また、主審を事務局が依頼している場合は墨審に 3 名つくこととする。
22. 当リーグは、監督会議決定以後の試合の棄権は認めない。又、1 シーズン不戦敗が 5 試合に達したチームは除名処分になる事もあるが、役員会にて決定する。
23. 当リーグの成績順位は、勝ち点制とし、勝ち 3 点・負け 0 点・引き分け 1 点・不戦敗-1 点とする。又、勝ち点が同じ場合は得失点差で順位を決め、得失点差も同じ場合は直接対決の結果とする。直接対決の結果が同点の場合には順位決定戦を行い順位を決定する。
24. 試合中はベンチ内を禁煙とし、ゴミ等は責任を持って各チームが行い、綺麗な状態で次のチームに渡す事とする。
25. 試合開催中の怪我、対人、対物に対する事故が発生した場合には、当リーグ関係者に関わらず、役員に必ず報告する。
26. 選手がシーズン中に複数のチームで試合をした場合、シーズン中の試合をさかのぼって確認し、後から出場したチームでの試合を不戦敗とする。
27. **当リーグは、高校生以下の参加は認めない。**
28. 当リーグは原則年間 1 シーズン開催とする。 3 月～11 月

第 7 条 退部、移籍、チーム名の変更

1. 当リーグは、選手がチームを退部する時は速やかに退部届けを監督に提出する。
2. 当リーグは、選手が他チームに移籍する場合、監督間にて協議し決定する。
選手と監督、選手と選手の協議は禁止する。
3. 移籍の場合は、そのシーズン中の出場は認めない。
4. 当リーグは、チーム名を変更する場合、シーズン中以外は認める事とする。

第8条 月例会（監督会議）

1. 当リーグの月例会（監督会議）は、監督又は代理の者が必ず出席する事。日程については、1・2部と合同で行い、隨時監督に連絡する。
2. 月例会（監督会議）出席できない場合は、執行委員に必ず連絡をし、執行委員によって試合を組むが出場できない場合は不戦敗とする。但し、試合を組まない場合でも出席する事。欠席の場合は役員により試合を組む事とする。

第9条 会費

1. 会費は、年間 60,000 円とし、月額 5,000 円で月例会（監督会議）の際に集める。また、途中脱退の場合は、返金しない。（会費には、傷害保険加入金、表彰式の諸経費を含む）
2. 会費を全期一括前納の場合は、前納報奨金 5,000 円を差し引き 55,000 円とする。

第10条 会計

1. 一般会計・特別会計を設ける。
2. 特別会計に振り替える場合は運営委員会（総会）で承認を得る。
3. **会計年度を3月1日から翌年2月末日までとする。**
4. 監査は一般会計及び特別会計の通帳残高を月1回以上確認する。
5. 運営委員長及び副運営委員長は会計補助を兼ね、会計が監督会議に不在の場合は会費を代わって預かる事が出来る。

第11条 責任チーム

1. 責任チームは、当グランドに行き、雨天中止等の場合は試合開催の有無を当日試合出場の各チームの代表者に連絡する。但し、チームの代表者に相談する事とする。
2. ベース等を各グランドに持つて行き、終了後、返却する。
3. 試合結果は、当日のPM19:00までに**執行部**に報告する。
4. 各グランドの鍵は、当日中に返却する。

第12条 除名

1. 会費を支払わない場合。
(会費の滞納は、3ヶ月間を目処とする)
2. 試合を無断で棄権し、審判も出さない場合。（役員に必ず報告する）

3. 規律、フェアプレーを乱し、著しく他のチームに迷惑をかけた場合。
4. 1シーズンに不戦敗が5試合に達した場合。
5. 別に定める減点制度に従い、累積点数が10点に達した場合。
6. 役員会にて最終決定する。

第13条 その他

1. 不明な点がある場合、速やかに運営委員長に連絡をし、指示を待つ。また、後日その点については、運営委員会で協議する。
2. 規約の変更は、運営委員会で決定する。

付則

この会則は、令和7年3月1日より実施する。

改正 平成18年1月16日／平成19年2月5日／平成20年2月14日
平成22年2月25日／平成23年2月28日／平成24年4月9日
平成25年4月3日／平成29年3月3日